

※このパンフレットは令和4年4月1日以降に工事をされた方向けです。

住宅のバリアフリー改修で 固定資産税が減額されます

手すりの取り付け



トイレの改良



住宅のバリアフリー
改修工事完了から
3か月以内に
手続きしてください

段差の解消



高齢者の方などが安心して快適に自立した生活を送ることのできる環境の整備を促進し、居住の安定の確保を目的として、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事が行われた住宅について、申告により工事完了の翌年度の固定資産税額の3分の1が減額されます。

※令和4年3月末までの適用期限が、令和6年3月末まで延長されました。

1 減額の内容

対象床面積100㎡までを減額します（100㎡を超える部分は減額されません）。他の減額制度と同時に適用することはできません。ただし、省エネ改修工事による減額制度との同時適用は可能ですので、出納室税務会計担当にお問い合わせください。この制度による減額は、1戸につき1度しか受けることができません。

2 減額の要件

※以下の要件をすべて満たす必要があります。

<居住者の要件> 次のいずれかに該当する方が居住していること

- ① 65歳以上の方 ② 要介護認定または要支援認定を受けている方 ③ 障がい者の方

<住宅の要件>

- ① 新築された日から10年以上経過した住宅であること。
② 賃貸住宅でない家屋であること。
③ バリアフリー改修後の家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
④ バリアフリー改修後の床面積のうち、居住部分の割合が2分の1以上であること。

<住宅の要件>

- ① 次のいずれかに該当する工事を行っていること。
- | | | |
|-------------|------------------|-----------|
| ア 通路（廊下）の拡幅 | イ 階段の勾配の緩和 | ウ 浴室の改良 |
| エ 便所の改良 | オ 手すりの取り付け | カ 床の段差の解消 |
| キ 出入り口の戸の改良 | ク 滑りにくい床材料への取り替え | |
- ② バリアフリー改修工事に要した費用（補助金等※をもって充てる部分を除く）が50万円以上であること。

※「補助金等」とは、上記のア～クのいずれかのバリアフリー改修工事を含ま住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から交付される補助金その他これに準ずるもの、介護保険法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び同法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費のことをいいます。

<バリアフリー改修工事に該当する工事内容の詳細>

次のいずれかに該当する工事であること。

- ア 介助用の車いすで容易に移動するために通路または出入口の幅を拡張する工事
- イ 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る）または改良によりその勾配を緩和する工事
- ウ 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - ・入浴またはその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - ・浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - ・固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - ・高齢者等の身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置しまたは同器具に取り替える工事
- エ 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - ・排泄またはその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - ・便器を座便式のものに取り替える工事
 - ・座便式の便器の座高を高くする工事
- オ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらをつなぐ経路に手すりを取り付ける工事
- カ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらをつなぐ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む）
- キ 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - ・開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
 - ・開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - ・戸に戸車その他の戸に開閉を容易にする器具を設置する工事
- ク 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらをつなぐ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

3 減額対象年度と減額となる税額

《減額対象年度》

改修工事が完了した日の翌年度分

《減額となる税額》

改修工事を行った住宅の100㎡相当分（床面積が100㎡以下の場合はその住宅全体の税額の3分の1

4 申告の方法

減額を希望する方は、住宅のバリアフリー改修工事完了後3ヶ月以内に、下記の書類を揃え、出納室税務会計担当に提出してください。

- ① 高齢者等居住改修住宅等に対して課する固定資産税の減額に関する申告書※1
- ② 納税義務者（所有者）の住民票の写し
- ③ 居住者の要件の区分に応じた書類
 - ・65歳以上の方・・・住民票の写し
 - ・「要介護認定」又は「要支援認定」を受けている方・・・介護保険の被介護保険者証の写し
 - ・障害者・・・障害者手帳等の障害者である旨を証する書類の写し
- ④ 改修工事の明細書の写し（工事内容・費用が確認できるもの）
- ⑤ 改修工事の図面の写しと写真（改修前と改修後が確認できるもの）
- ⑥ 領収書の写し（工事費用を払ったことが確認できるもの）
- ⑦ 補助金等の内容を確認できる書類（補助金等を受けていない場合は不要）

※1 申告書は出納室税務会計担当窓口に着用してあります。

雨竜町ホームページからも入手できます。

<https://www.town.uryu.hokkaido.jp/docs/kotei-kaoku-keigen.html>

スマートフォンの方はこちらから→



5 申告書提出・お問い合わせ先

雨竜町 出納室税務会計担当（役場庁舎 3番窓口）
〒078-2692 雨竜郡雨竜町字フシコウリウ104番地
電話 0125-77-2246

※ 所得税の住宅借入金特別控除等については、深川税務署までお問い合わせください。